



鴨川市告示第 137 号

鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の 5 の規定により、鴨川市介護予防日常生活支援総合事業を行う事業者を指定したので、鴨川市介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定等に関する要綱（平成 28 年鴨川市告示第 31 号）第 8 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 30 日

鴨川市長 佐々木 久



- (1) 指定事業者の名称
株式会社ヤックスケアサービス
- (2) 指定事業者の所在地
千葉県千葉市中央区問屋町 1 番地 35 号
- (3) 代表者の氏名
末 祐一郎
- (4) 代表者の住所
千葉県富津市大堀 2 丁目 18 番地 7
- (5) 指定に係る事業所の名称
ヤックスデイサービス鋸南
- (6) 指定に係る事業所の所在地
千葉県安房郡鋸南町下佐久間 437 番地 1
- (7) 介護保険事業所番号
1277900260
- (8) 指定の期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで
- (9) 事業の種類
第一号通所事業